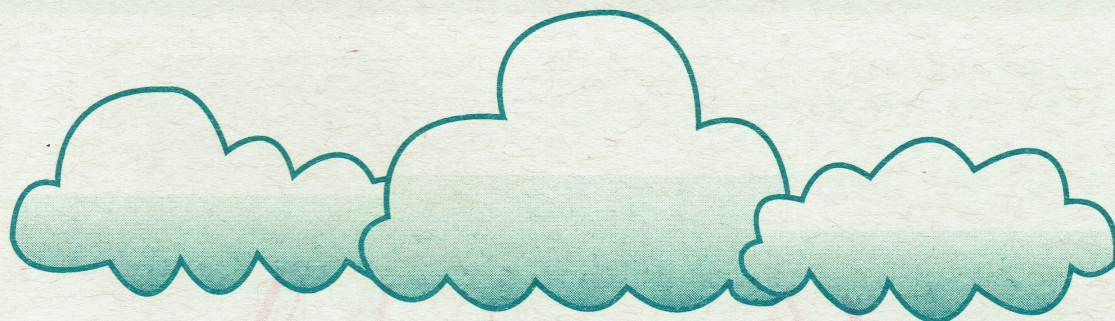


きらりとてくてく

第10号



特集

「“天引き”って何だ？」



お金シリーズ第二弾、今号は、会社からもらうお金、給料の話です。

私たちは働いた分だけ会社からお金をもらいます。けれども、実際に銀行に振り込まれる前に、働いた分のお金は会社からいろいろと引かれているようです。

これを「天引き」と言います。ただし、天引きは働く日数や時間によって変わります。働いた分のお金を「額面（がくめん）」、いろいろ引かれて実際に手元に入ってくるお金を「手取り（てどり）」と言います。

どんなものがいくら引かれているかは、給料の内訳が書いてある「給与明細」に記載されています。

額面

天引き

手取り

額面から引かれている

お金って、

いったい何なのでしょう？



それでは、「給与明細」を見てみましょう。

「天引き」の中身は「控除」の欄に書かれています。

天引きの正体は主に「税金」、「社会保険料」であるということが分かります。

税金

税と言えば消費税が身近ですが、実は税の種類はとて多く、たばこ、お酒、土地、給料など、さまざまに税がかかっています。

わたしたちの給料から天引きされる税金は所得税と住民税です。それぞれ納めるところが異なるため、異なる基準で計算されています。

所得税の場合は、会社が個人に代わり天引きされた分をまとめて国に納めています。

*このことを「源泉徴収（げんせんちようしゅう）」と言います。また、一年の最後に、引かれていた額を正確な額に調整することを「年末調整」と言います。

所得税

一定の収入のある人が「国」に納める税金です。「その年」の1月～12月の収入（年収）に対してかかります。

あらかじめ正確な年収は分からないので、毎月の給料をもとにざっくりとした年収から計算された金額が毎月天引きされ、12月に年末調整を行います。

住民税

「お住いの都道府県と市町村」に納める税金です。

「前の年」の年収に対して課せられます。その金額が毎月引かれています。退職や転職でその年の収入が無くなったり、下がったりする場合も、前年の収入に応じた金額を納めないといけませんので、注意が必要です。

■住民税は所得が一定以下の場合、課税対象から除外されます。障害者手帳をお持ちの場合は年収が125万円以下の場合、非課税対象、つまり払わなくてもよいということになります。

給与明細票

堺 太郎

支給	基本給	役職手当	資格手当				
	通勤手当	時間外手当					総支給額
控除	健康保険	厚生年金	介護保険	雇用保険			
	所得税	住民税			控除額合計		差引支給額

社会保険

社会保険とは、病気やけが、失業や高齢化、介護などに備え、会社とともにお金を出しあい、「いざという時」に保険によるカバーを受ける仕組みです。

天引きの対象として、具体的には健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険、労働災害保険（労災）の5種類をいい、保険の対象になる人を「被保険者」と言います。

健康保険

健康保険とは、業務以外で病気やケガをし、病院などの医療機関で治療したときや出産育児にかかる費用を、保険がその一部あるいは全額を支払う保険のことです。

加入対象者は裏面を参照してください。

厚生年金保険

厚生年金保険は、老後の生活の安定のための保険です。老後の生活保障「老齢厚生年金」、病気やケガによる「障害厚生年金」死亡した時等に支給される「遺族厚生年金」があります。

加入対象は健康保険と同じです。

介護保険

介護のサービスを利用する際の保険です。

加入対象は健康保険に加入している40歳以上の人です。

雇用保険

おもに仕事を辞めたときの保険です。再就職を目指す間の手当や、教育訓練に係る費用、育児休業給付などがあります。加入対象者は裏面を参照してください。

労働災害保険

労災は労働者が業務中や通勤の際のケガや病気に対する保険です。

加入対象者は雇用形態（正社員、パートタイマー、アルバイト等）に関係なく全員となります。

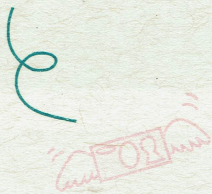
*労災の保険料は全額会社が負担するため天引きはありません。

天引きは損？

今号では、自分が働いて稼いだお金と、実際手元に入ってくるお金についてお話をしました。

生活に必要なお金について考えるにあたり、「入ってくるお金」だけでなく、「出ていくお金」について知っておくことはとても大切なことです。出ていくお金は、ただ取られているのではなく、何かで困った時のために集められるものです。自分が払っているものが将来どのように自分にかえってくるかということを知っておくことは、これからのあなたを守ることにつながるのではないのでしょうか。

とは言え、社会保険や税金の仕組みというのは難しいものです。具体的な内容や額については、ハローワークや身近な人、支援者等に相談してみてもいいのではないでしょうか。



社会保険の加入対象者って？

健康保険と厚生年金保険の加入対象者

健康保険と厚生年金は原則セットでの加入となります。どちらか一方に入ることは出来ません。これらの保険の加入対象は、常時雇用されている人および、以下の条件を満たすパートやアルバイトと呼ばれる短時間労働者です。被保険者となる短時間労働者とは、勤務時間・勤務日数が常時雇用者の3/4未満で、かつ、以下の1～5すべてに該当する方のことをいいます。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間（残業時間は含めず）以上である。
- ② 1年以上の雇用見込がある。
- ③ 月の給与が88,000円（残業手当、通勤手当、ボーナス等は含めず）以上である。
- ④ 学生（夜間、通信、定時制を除く）でない
- ⑤ 会社が健康保険の対象となる事業所である。

雇用保険の加入対象者

加入には以下の条件があります。

- ① 1週間の労働時間が20時間以上
- ② 31日以上引き続き雇用されることが見込まれること
- ③ 会社が雇用保険の対象となる事業所であること

次号予告

次号は「生活保護」をテーマにする予定です。